



鉄道認証室(NRCC)は鉄道製品に関する我が国唯一の**認証機関**かつ**スキームオーナー**である

NRCCがスキームオーナーとして公開している規程について認証申請者の皆様に改めて紹介し、より効率的な認証審査の実現につなげることを目的とする

※NRCC: NTSEL Railway Certification Center

<認証スキームとは>

認証機関が行うことのできる**認証業務**について、その認証の範囲や実行するための規則、手順及びマネジメント等について規定

NRCCを取り巻く代表的な国際規格

認証機関のマネジメントに関連する規格

ISO/IEC 17065

・認証機関への要求事項

ISO/IEC 17067

・認証スキーム制定の指針

etc.

認証申請者に関連する規格

ISO/IEC 17020

・検査機関への要求事項

ISO 9001

・品質マネジメントシステムの要求事項

etc.

交通研フォーラムにおける
過去5年間の発表傾向

認証対象規格

IEC 62278

2019, 2018, 2017, 2016

・RAMS規格

IEC 62425

2019

・信号用の安全関連電子システム

IEC 62279

2019

・ソフトウェア

IEC 62280

2019

・通信

※認定済み規格

IEC 62236

・電磁両立性

その他関連する規格

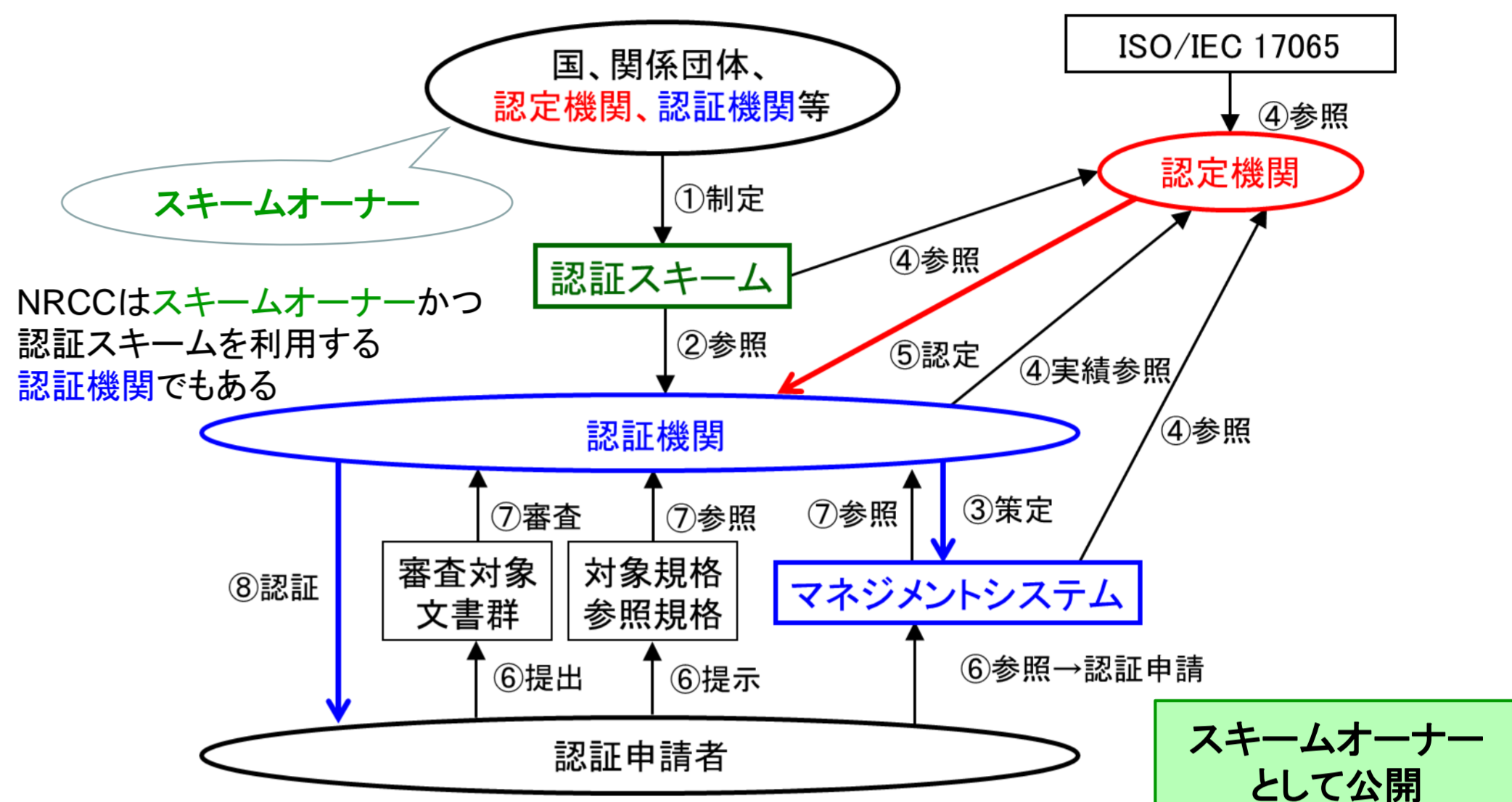
IEC 61508

2016, 2015

・機能安全に関する規格

etc.

認証スキームのステークホルダーとNRCCの公開規程類



認証スキーム	関係者
鉄道製品認証システム(認証システム文書)	認証機関、認証申請者、認証取得者
マネジメントシステム文書	認証機関
鉄道製品認証業務品質マニュアル	認証機関
鉄道製品認証業務取扱手順	認証機関
鉄道製品認証業務要員管理手順	認証機関
鉄道製品認証申請手続き等に関する手引き	認証申請者、認証取得者
鉄道製品認証業務様式集	認証機関、認証申請者、認証取得者

NRCCが提供する認証とそのスキームタイプ

ORAMS設計図書認証(スキームタイプ1a)

<適用>

主に対象となる鉄道製品が設計段階であるもの

<想定される認証書の活用方法>

- ①入札への参加条件に認証書が求められるケース
- ②鉄道製品の広報活動に認証書を活用したいケース

<サーベイランスの有無>

認証審査時点では対象となる製品が製造されていないことが想定されるため、サーベイランスの対象ではない

ORAMS製品認証(スキームタイプ3)

<適用>

主に特定のプロジェクトのために製造され、工場出荷を予定している製品

<想定される認証書の活用方法>

- ①納入先の鉄道事業者より受け入れの条件として認証書が求められるケース
- ②どのプロジェクトでも共通する部分をGeneric製品として認証を取得するケース

<サーベイランスの有無>

市場からのサンプル調査は現実的ではないものの、工場出荷段階でのサーベイランスは可能であるため、サーベイランス実施の対象

注意事項) スキームタイプは認証書に記載されます。
スキームタイプを混同した使用については禁止されていますのでご注意ください。

製品認証スキームにおける適合性評価の機能及び活動	製品認証スキームのタイプ			
	1a	1b	2	3
1) 選択 (Sampling)	x	x	x	x
2) 特性の確定 (Determination)	x	x	x	x
3) レビュー (Evaluation)	x	x	x	x
4) 認証の決定 (Attestation)	x	x	x	x
5) 証明、ライセンスの授与 (Licensing)				
a) 認証書又はその他の適合の表明の発行	x	x	x	x
b) 認証書又はその他の適合の表明の使用権の授与	x	x	x	x
c) 製品のバッチに対する認証書の発行		x		
d) サーベイランス又はバッチの認証に基づく適合マークの使用権の授与		x	x	x
6) サーベイランス (Surveillance)				
適用可能な場合、次による。				
a) 市場からのサンプルの試験又は検査			x	x
b) 工場からのサンプルの試験又は検査				x
c) 製品の生産の評価				x
d) 無作為試験又は無作為検査と組み合わせたマネジメントシステム監査				

※ISO/IEC 17067(JIS Q 17067)に基づきNRCCが規定した製品認証スキーム

認証申請者に関連する認証システム文書の記載例

①レビュー及び判定

<認証システム文書> 7.1 レビュー及び判定より抜粋

✓ 認証機関は、認証書の授与を決定するに当たり、製品に関する規格適合性の証拠の妥当性をレビューし、**認証審査報告書**を作成し、判定を行う。**判定はレビューを行った要員とは異なる要員が行う。**

>スキームオーナーとしての考え方

ISO/IEC 17067では、認証の決定を行う際の具体的な記述は無い
しかしながら、適合性評価プロセスの結果の完全性及び一貫性を保証するためには、**認証審査報告書の作成及び審査報告書作成者以外による判定**(ISO/IEC 17065における判定会議の実施)が必要と判断

②認証範囲の拡大又は縮小

<認証システム文書> 7.5 認証範囲の拡大又は縮小より抜粋

✓ 認証機関は、認証取得者が認証の対象である製品に関する認証範囲の**拡大又は縮小の求めには応じず**、別申請として認証審査を行うものとする。

>スキームオーナーとしての考え方

ISO/IEC 17067では、認証範囲の拡大又は縮小の取扱いについて定めることのみを要求。しかしながら、鉄道製品においては、認証範囲の拡大又は縮小については、軽微なものから重大なものまで数多く想定されるため、**認証の決定と同様のプロセスを踏む必要がある**と判断

③サーベイランスの周期

<認証システム文書> 10.1 サーベイランスより抜粋

✓ サーベイランスは、少なくとも**年1回実施することを原則とする。**

✓ **ただし、認証基準日までに認証対象製品の製造の予定がなく、かつ、認証の根拠とした事項の変更がない場合は、サーベイランスの実施を1年延長することができる。延長の回数は、連続して2回を限度とする。**

>スキームオーナーとしての考え方

ISO/IEC 17067では、サーベイランスの周期に関する明確な期間は示されておらず、定期的にサーベイランスを実施することのみを要求
そのため、年1回の実施を原則としていたが、認証機関としての実績を認証スキームにフィードバックし、**特別条項**を加える改正を2019年12月2日に実施し、2020年4月1日より施行

認証機関としては、設立当初より最大の目標としていた**RAMS規格(IEC 62278)の認定を平成30年5月に取得**するなど、日本の鉄道製品の海外展開に貢献
今後は、**スキームオーナー**としても、今回ご紹介したサーベイランスの周期延長等、**認証スキームの改善**できる部分については積極的に見直しを図りたいと考える